

上尾市建築基準法の施行及び同法関係事務の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 1 3 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市規則第 2 7 号

上尾市建築基準法の施行及び同法関係事務の実施に関する規則の一部を改正する規則

上尾市建築基準法の施行及び同法関係事務の実施に関する規則（昭和 6 3 年上尾市規則第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 1 号中「第 1 3 8 条第 3 項第 1 号」を「第 1 3 8 条第 4 項第 1 号」に改める。

第 6 号様式及び第 7 号様式中「建築基準法施行以後又は地域地区の指定変更によりはじめて不適格となった日」を「建築基準法施行令第 1 3 7 条の規定による期間の始期」に改める。

第 1 0 号様式中「建築基準法施行以後、地域地区の指定変更、公共事業の施行等による敷地面積の減少（同法第 8 6 条の 9）によりはじめて不適格となった日」を「建築基準法施行令第 1 3 7 条の規定による期間の始期」に、「又は第 1 3 7 条の 1 2 第 3 項」を「、第 1 3 7 条の 1 2 第 1 3 項又は第 1 3 7 条の 1 6」に、「検査済証、」を「既存不適格建築物であることの根拠を示す添付書類として検査済証、」に改める。

第 1 1 号様式中「建築基準法施行以後、地域地区の指定変更、公共事業の施行等による敷地面積の減少（同法第 8 6 条の 9）によりはじめて不適格となった日」を「建築基準法施行令第 1 3 7 条の規定による期間の始期」に、「検査済証、」を「既存不適格工作物であることの根拠を示す添付書類として検査済証、」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の上尾市建築基準法施行細則の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の上尾市建築基準法の施行及び同法関係事務の実施に関する規則の様式によ

るものとみなす。